

岸和田市スマートシティ構想推進に係る  
協議会設立に向けての準備会参画企業募集要領

令和6年4月

岸和田市

## 目次

1. 目的	2
2. 準備会概要	2
3. 実施スケジュール	2
4. 参加資格	3
5. 参加申込及び提案審査	4
6. 質疑書の提出及び回答	5
7. 企画提案書	5
8. 審査方法等	6
9. 結果の通知・公表	7
10. 応募に際しての注意事項	7
11. その他留意事項	7

## 1. 目的

本要領は、本市スマートシティ構想の推進を図るため、民間企業の力を地域課題の解決につなげ、市民の生活利便性の向上や豊かさの向上を図ることをめざし、産学官からなる推進協議会の設立準備を行う組織体として、準備会を発足することについて、参画を希望する者の募集にあたり、必要事項を定めるものです。本市と連携しながら本準備会に参加いただける事業者(以下、「参画事業者」とする。)の応募を求めるものです。

## 2. 準備会概要

### (1) 準備会の役割

準備会は、岸和田市スマートシティ構想の推進組織として発足する岸和田市スマートシティ推進協議会の設立準備にあたる組織であり、推進協議会において、主体的かつ中心的な役割を果たす参画事業者及び、本市職員から構成されます。なお、参画事業者は、岸和田市スマートシティ構想に基づき、協議会の設立準備を行う他、具体的な議論を行うワーキンググループを組成し、取組の検討、実証等を行うものとします。

### (2) 担当部署

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市総合政策部企画課

電 話 072-423-9647

F A X 072-423-6749

メール kikaku@city.kishiwada.osaka.jp

## 3. 実施スケジュール

内容	日時
募集開始	令和6年4月23日(火)
質問期限	令和6年4月26日(金)
回答期限	令和6年4月30日(火)
参加申込書類及び企画提案書の提出締切	令和6年5月10日(金)17時まで
審査予定日	令和6年5月13日(月)～5月15日(水) 予定
審査結果通知予定日	令和6年5月16日(木) 予定
準備会(初回)	令和6年6月14日(金)14時～(予定)

#### 4. 参加資格

本募集に応募できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 各項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 条）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りではない。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団に該当していない又は、岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 25 年 10 月 1 日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成 25 年 4 月 1 日施行）に該当する事実がないこと。
- (8) 主たる営業所の所在地の市町村税を滞納していない者であること。
- (9) 本市スマートシティ構想の内容、具体的には目的、課題、重点分野、コンセプト及びサービス概要（イメージ）と整合した提案を行っている者であること。
- (10) 「スマートシティ推進に係る実証事業等の実績」、「自治体 DX の推進に係る取組実績」「自治体コンソーシアム等での協議・運営実績」について 1 つ以上の実績を有すること。
- (11) 準備会の参画にあたり、本市課題解決のため、自社のソリューションを無償提供することができる者であること。なお、無償提供の範囲は、実証実験の取組を対象とする。

## 5. 参加申込及び提案審査

本準備会への参画を希望する者（以下、「応募者」とする。）は、本実施要領等を理解した上で、以下のとおり提出することとします。

### (1) 参加申込書類及び企画提案書

提出書類	必要数	備考
参加申込書（様式第1号）	1部	
法人概要報告書（様式第2号）	1部	
業務実績報告書（様式第3号）	1部	
業務実施体制報告書（様式第4号）	1部	
市町村税完納証明書（発行後3ヵ月を経過していないもの）又は市町村税（法人住民税、固定資産税、軽自動車税）に係る直近2年分の納税証明書 ※課税事業者のみ、写し可	1部	本市の令和6年度「業務委託指名競争入札参加資格登録業者名簿」に登録され、競争入札参加資格を有する者である場合は、省略可とします。
企画提案書（任意様式）	5部	入力フォームからの提出の場合は5部不要です。

### (2) 上記提出期限

令和6年5月10日（金）17時まで

### (3) 様式等の配布期間及び配布場所

令和6年4月23日（火）から岸和田市ホームページ内よりダウンロード。

URL：<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/5/smart-city-jyunbikai.html>

### (4) 提出場所

「2. 業務概要（2）担当部署」に同じ。なお、受付時間は、平日の9時から17時まで（12時から12時45分を除く。）とします。

### (5) 提出方法

持参、郵送又は、[入力フォーム](#)からの提出とします。郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とします。なお、添付ファイルの制限容量を超える場合（各添付ファイルの容量が10MBを超える場合）は、持参又は郵送で提出してください。

### (6) 審査結果の通知

参加申込書類及び企画提案書を期限までに提出した者について、「4. 参加資格」を満たしているか審査を実施した上で、参加資格に該当した応募者が5者を超えた場合には、選定委員会を開催し、審査の上、結果を通知します。

### (7) 提出書類の取扱い

①提出された企画提案書は、本審査以外では使用しませんが、内容については、本準備会での協議の対象となります。

- ②提出された書類は返却しません。また、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
- ③書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認められません。
- ④企画提案書等の著作権は、応募者に帰属するものとします。
- ⑤企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護されます。
- ⑥第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は応募者が負うものとします。
- ⑦提出に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- ⑧参加申込により、「4. 参加資格 (11)」に了承したものとします。

## 6. 質疑書の提出及び回答

本募集に関して、質疑事項がある場合は以下のとおり質疑を行ってください。口頭、電話での質疑には答えられません。

- (1) 提出期限 令和6年4月26日(金)17時まで(必着)
- (2) 提出場所 「2. 業務概要(4) 担当部署」に同じ
- (3) 提出方法 電子メールまたはFAX(受信確認の電話を行ってください)。  
なお、メールの件名には、【準備会参画企業募集に関する質疑書の送付】を付記してください。
- (4) 提出書類 質疑書(様式第5号)
- (5) 回答 令和6年4月30日(火)17時まで

質疑への回答は岸和田市ホームページに掲載し、個別には回答しません。

URL : <https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/5/smart-city-jyunbikai.html>

## 7. 企画提案書

### (1) 提案内容について

本市においてスマートシティを推進し、地域課題を解決するための取組や実施体制等について、構想に記載したアクションプラン(案)のコンセプトに基づき、2領域以上について提案してください。

#### 【主な検討領域】

- ①「移動」
- ②「防災」
- ③「子育て」
- ④「健康」
- ⑤「教育」
- ⑥「観光」
- ⑦「データ連携」

なお、上記領域に関する提案にあたっては、構想に記載のある課題解決に資するものであり、対応するコンセプト及びサービス概要(イメージ)を記載してください。記載が

ない場合や対応関係が不明確の場合は、「4. 参加資格（9）」に該当しない者として取り扱わせていただきますのでご留意ください。

(2) 実績要件の確認

上記提案内容に、「スマートシティ推進に係る実証事業等の実績」、「自治体 DX の推進に係る取組実績」、「自治体コンソーシアム等での協議・運営実績」について1つ以上の実績を記載してください。

(3) 任意提案

準備会及びワーキング、ならびに推進協議会の組成イメージや考えがあれば、ご提案ください。

## 8. 審査方法等

(1) 選定委員会について

参加資格に該当した応募者が5者を超えた場合は、透明性及び公平性を確保し適正に参加事業者を選定するため、選定委員会を開催し、選定委員会において評価を行います。なお、選定委員会の設置にあたっては、その目的、構成員、役割、会議、事務及びその他必要な事項について設置規程を定めるものとします。なお、参加資格に該当した応募者が5者以下の場合は、選定委員会を開催しません。

(2) 選定方法・評価方法について

本審査は、受理した提出資料に基づいて参加資格審査及び、参加資格に該当した応募者が5者を超えた場合は選定委員会により選定審査を行います。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。

(3) 参加資格審査について

参加資格については、受理した提出資料に基づき、「4. 参加資格」への該当可否を事務局にて審査を行います。

(4) 選定審査について

参加資格に該当した応募者が5者を超えた場合、下記の審査基準に基づき、選定委員会を開催し、審査を行います。

- ①本市スマートシティ構想及び事業の目的を理解している。
- ②本市における地域課題を解決するもの。
- ③提案した事業を適切に遂行できる体制及び実績を有している。
- ④提案した事業に実現可能性がある。
- ⑤提案した事業はデジタル技術またはデータの活用を伴い、将来的に市内外への横展開が可能。
- ⑥(実績要件) 過去3年間における岸和田市と同規模自治体における事業またはサービスの実証・実装実績がある。

(5) 審査について

選定委員会において、評価基準に基づき評価を行い、選定委員会構成員の評価点の合計平均上位5者を選定します。なお、評価点が同一で5者以上になる場合は、当該評価点

の者全てを選定するものとします。

## 9. 結果の通知・公表

参加資格審査及び選定審査の結果は、文書で通知するものとし、電話等による問合せには応じられません。

## 10. 応募に際しての注意事項

### (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とします。

- ①選定委員会委員に対して、直接又は間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- ②他の応募者と企画提案内容又は参加の意思について相談を行った場合。
- ③選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案内容を意図的に開示した場合。
- ④企画提案書等に虚偽の記載を行った場合。
- ⑤選定終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- ⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

### (2) 複数提案の禁止

応募者は、複数の企画提案書等の提出は不可とします。

### (3) 費用負担

企画提案書の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて応募者の負担となります。なお、緊急やむ得ない理由等により、本募集を実施することができないと認められるときは、停止、中止又は取消しすることがある。この場合において、応募者は本応募に要した費用を本市に請求することはできないものとします。

### (4) その他

- ①参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は辞退したものとみなします。
- ②応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要領の記載内容に同意したものとみなします。
- ③提出された企画提案書等は、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）に基づく行政文書の公開請求の対象となります。
- ④企画提案書の提出後に本応募を取り下げの場合は、令和6年5月10日（金）17時までに、辞退届（様式第8号）を持参又は郵送により提出すること（郵送の場合は、必ず「特定記録」とし、上記期限までに必着とする。）とします。
- ⑤応募者は本募集の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 11. その他留意事項

- (1) 参画事業者は、本事業に参画するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本事業終了後も同様とします。



## 岸和田市スマートシティ構想推進に係る協議会設立に向けての準備会参画企業募集要領

- (2) 参画事業者は本事業に参画するにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 26 号）に基づき、その取扱いに十分留意するとともに、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとします。